



埼玉県報

第 2 3 9 7 号
平成24年6月12日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [業務システムの機器更新\(OS変更\)に伴う調査・設計業務に関する契約の相手方等の公示\(総務事務センター\)](#)
- [旅費システムに係る代行入力等業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託に関する入札公告\(総務事務センター\)](#)
- [県政広報テレビ番組制作・放送業務2番組に関する契約の相手方等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [県政広報ラジオ番組制作・放送業務1番組に関する契約の相手方等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の全部解除\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第526号の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [新堀土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [矢来用水堰土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [大岡第一土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示\(建築安全課\)](#)
- [県道弥藤吾行田線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道弥藤吾行田線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [平成24年度における教科書展示会\(義務教育指導課\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハンス
- 三 代表者の氏名
瓜生 哲
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市脚折町一丁目三十七番地六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、鶴ヶ島市とその周辺地区の就労活動をしている一般及び障がいを持つ市民に対して、パソコンを通じて日々スキルアップを実感できる技能訓練を行い、地域社会にて就労支援システムを作ることにより、社会全体の利益に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百一十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 f o r y
- 三 代表者の氏名
鶴田 悠介
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県鶴ヶ島市大字三ツ木三百四十三番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災の復興支援、雇用支援及び埼玉県における被災地への関心の強化を行い、近年希薄となりつつある、地域社会における助け合いの精神の向上を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さくらんぼ
- 三 代表者の氏名
田中 豊
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県入間市上藤沢四百四十九番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、高齢者・身体・精神障害者などハンディキャップを持つ人及びその家族に対し、日々の生活の手助けを行い、快適で、安寧な暮らしに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
業務システムの機器更新（OS変更）に伴う調査・設計業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月2日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
26,145,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第八百十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

旅費システムに係る代行入力等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年9月1日(土)から平成25年12月31日(火)まで。ただし、平成25年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国又は地方公共団体から本件業務と種類及び規模が同等以上の業務の受注実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター総務・旅費事務担当 岡、松村 電話048-830-2385(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月31日(火)午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月30日(月)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月30日(月)午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成24年7月31日(火)午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月6日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成24年6月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Subcontracting of substitute input for the travel expense system.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., July 31, 2012

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 30, 2012

(3) Contact Information:

General Affairs and Travel Expense Group, Computerized Administration Center, Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2385

告 示

埼玉県告示第八百十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

総務事務システムに係る審査確認及びヘルプデスク業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年9月1日(土)から平成25年9月30日(月)まで。ただし、平成25年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部総務事務センター所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 国、都道府県又は政令指定都市から本件業務と種類が同等以上の業務の受注実績がある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部総務事務センター認定第一担当 北川 電話048-830-2398(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月31日(火)午前9時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月30日(月)午後4時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年7月30日(月)午後4時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部総務事務センター 平成24年7月31日(火)午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成24年7月9日（月）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を

平成24年6月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当
(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話
048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of the Services Required:

Comprehensive screening and help desk services for the Saitama
Computerized Administrative System

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 9:00 a.m., July 31, 2012

By registered mail or in person: 4:00 p.m., July 30, 2012

(3) Contact Information:

First Approval Group, Computerized Administration Center,
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2398 E-mail: a2375-09@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第八百十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報テレビ番組制作・放送業務 2 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テレビ埼玉
埼玉県さいたま市浦和区常盤 6 丁目36番 4 号
- 5 契約金額
119,725,150円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第八百十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
県政広報ラジオ番組制作・放送業務 1 番組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課テレビ・ラジオ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エフエムナックファイブ
埼玉県さいたま市大宮区錦町682番地 2 J A C K 大宮
- 5 契約金額
35,114,248円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 1 号に該当

告 示

埼玉県告示第八百十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十九年埼玉県告示千六百六十三号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字南川崎字八反野八六七番一の一部、八六八番三の一部及び八六八番四）
- 二 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

告 示

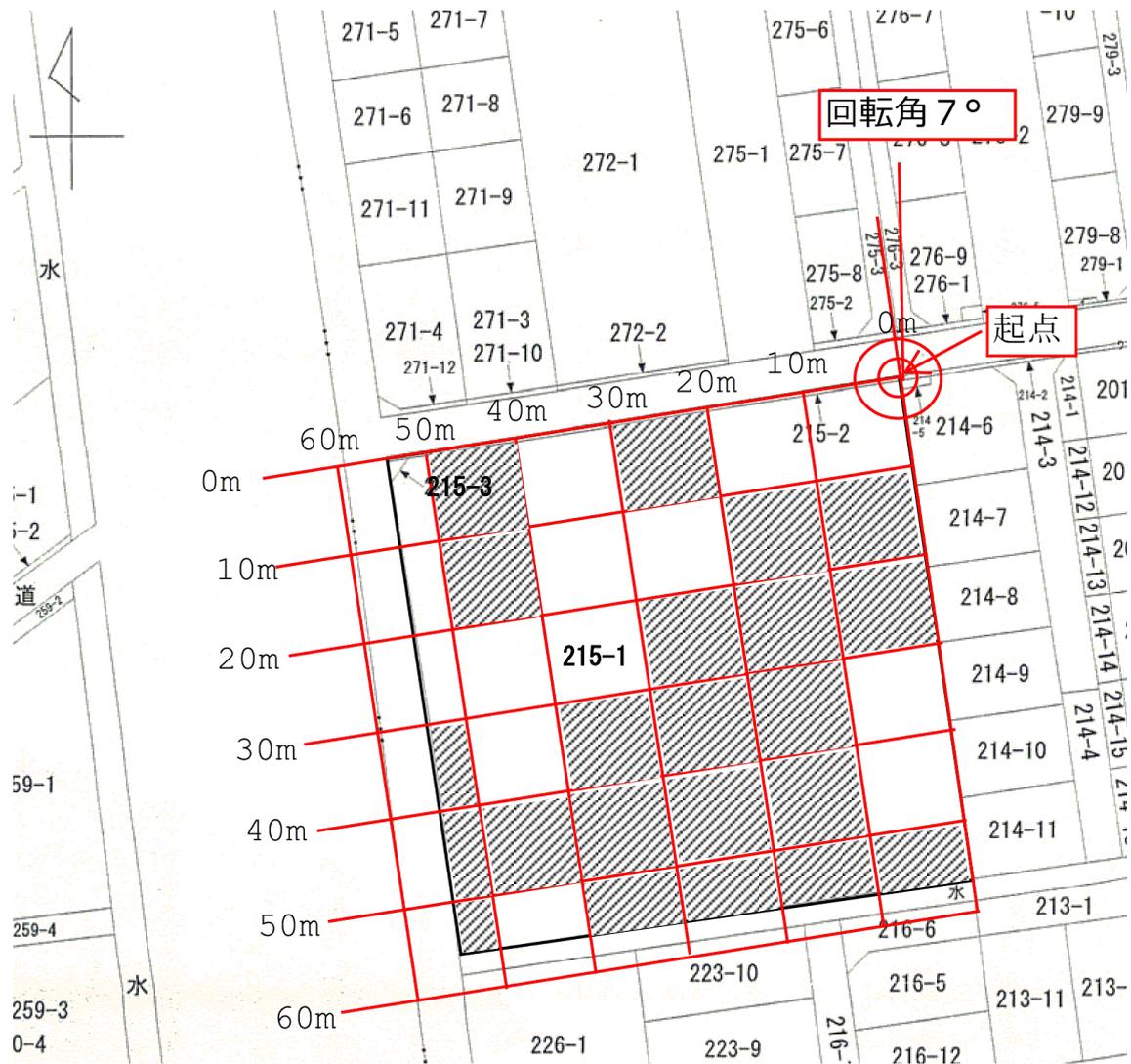
埼玉県告示第八百十九号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県八潮市大字伊勢野字根通二百十五番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン



起点は、八潮市大字伊勢野字根通 215-1 の最北端とする。
 回転角は、 7° とした。
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔引いた構成される格子を、起点を支点に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域

告 示

埼玉県告示第八百二十号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

表診療及び検査の項金額の欄中「二、四四〇円」を「二、四五〇円」に、「二、三三〇円」を「二、三四〇円」に、「一、四五〇円」を「一、四七〇円」に、「一、三九〇円」を「一、四〇〇円」に改める。

告示

埼玉県告示第八百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーヨーデイツー三郷鷹野店

埼玉県三郷市鷹野四丁目四百三十番地一、四百三十一、四百三十二番地

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二三八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一九八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 八か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 七か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十四年六月一日外

ニ 届出年月日

平成二十四年五月三十一日

二 縦覧期間

平成二十四年六月十二日から平成二十四年十月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月十二日から平成二十四年十月十二日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十五年二月五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千八百二十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 八一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一七六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十四年六月四日

二 縦覧期間

平成二十四年六月十二日から平成二十四年十月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月十二日から平成二十四年十月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市今泉（大谷北部第二土地区画整理事業地内）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

埼玉県の『大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン』また『上尾市商業の振興に関する基本条例』に基づき、まちづくりへの協力や上尾商工会議所・上尾商店街連合会・地域商店街へ加入をして、地域を構成する事業者の一員であることを自覚していただきたいと考えます。

第五次上尾市総合計画に記載がされている通り、上尾駅周辺の中心市街地では、上尾駅の整備と駅東西自由通路の拡幅がされ、また中山道東側地区再開発が現在進捗中であり、上尾駅を中心にした『にぎわいのある交流拠点』を目指し民間事業も含め整備改善が進んでいます。中心市街地空洞化を助長する可能性がある上尾駅と（仮称）西上尾ショッピングセンターまでの区間を運行する『ショッピングバス』については大いに疑問です。

二 縦覧期間

平成二十四年六月十二日から平成二十四年七月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

告示

埼玉県告示第八百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	本澤 安治	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千五百八十六番地
同	新井 弘	同 同 七百九十八番地一
同	横田 保男	同 南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷三百六十八番地
同	中里 仁	同 さいたま市岩槻区大字鹿室千三百七十番地
同	竹内 昭一	同 蓮田市大字黒浜六百番地
同	小林 一俊	同 同 江ヶ崎千三百二十四番地一
同	中野 一正	同 同 黒浜九百四十五番地
同	野口 庄一	同 同 二千九百五十八番地
同	大澤 利信	同 同 同 笹山七百七十六番地
同	伊勢谷 伊一郎	同 同 同 黒浜三十二番地
同	吉川 健治	同 同 同 千六百六十一番地
同	小島 隆範	同 さいたま市岩槻区大字古ヶ場六百十七番地
監事	山本 孝次	同 蓮田市大字笹山六百五番地一
同	小川 久雄	同 同 同 江ヶ崎二千六十八番地一
同	増田 宗吉	同 同 同 黒浜四千九百八十番地
同	加藤 昇	同 さいたま市岩槻区大字鹿室四百三十五番地一
一一 退任		
職名	氏名	住所
理事	本澤 安治	埼玉県蓮田市大字江ヶ崎千五百八十六番地
同	中村 和夫	同 同 黒浜千三十二番地
同	新井 弘	同 同 同 江ヶ崎七百九十八番地一
同	保栖 宏	同 同 同 黒浜五百三十番地
同	伊勢谷 伊一郎	同 同 同 三十二番地
同	大澤 利信	同 同 同 笹山七百七十六番地
同	吉川 健治	同 同 同 黒浜千六百六十一番地

同	同	同	監事	同	同	同
中里仁	増田藤作	小川久雄	山本孝次	横田保男	吉澤吉郎	小林一俊
同	同	同	同	同	同	同
さいたま市岩槻区大字鹿室千三百七十番地	同 同 黒浜四千八百七十二番地	同 同 江ヶ崎二千六十八番地一	蓮田市大字笹山六百五番地	南埼玉郡白岡町大字実ヶ谷三百六十八番地	同 同 黒浜千八百四十六番地	同 同 江ヶ崎千三百二十四番地一

告 示

埼玉県告示第八百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年六月七日認可した。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

矢来用水堰土地改良区

二 事務所の所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第八百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年六月七日認可した。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大岡第一土地改良区

二 事務所の所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第八百二十七号

平成二十三年埼玉県告示第千五百十八号で公示した公共測量（基準点測量、現況測量）は、平成二十四年五月二十五日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百二十八号

測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十四年五月九日から平成二十四年十一月三十日まで

告 示

埼玉県告示第八百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 四七 二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市小右衛門字道上―五五四 一 他四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 四百六十七立方メートル

告示

埼玉県告示第八百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十四年六月十二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都水道局長 増子 敦

ロ 敷地の位置

埼玉県朝霞市宮戸一丁目八百二番外十筆

ハ 建築物の用途

浄水場施設

二 意見の聴取の期日

平成二十四年六月二十日（水）

午後二時〇〇分から

三 意見の聴取の場所

埼玉県朝霞市宮戸一丁目二番六十号

宮戸市民センター 一階 第一会議室

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 弥藤吾行田線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市矢場一丁目 二三六番一地先まで	行田市矢場一丁目 三一一番一四地先から	区 間
一一・一八 一二・九〇	六・八〇 一〇・二三	敷地の幅員 (メートル)
四二・三〇		(メートル) 延 長
地方特定道路(交通安全) 整備工事		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年六月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県行田県土整備事務所長 大野 康 夫

<p>弥藤吾行田線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>行田市矢場一丁目 三一一番一四地先から 同市矢場一丁目 二三六番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年六月十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>地方特定道路（交通安全）整備工事。 平成二十四年六月十二日付け 埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十五号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長四二・三〇メートル</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県教委告示第二十五号

平成二十四年度における教科書展示会を次のとおり開催する。

平成二十四年六月十二日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 期間

平成二十四年六月十五日(金)から十四日間

二 会場

展示会場名・所在地	展示見本本
埼玉県立総合教育センター 行田市富士見町二丁目二十四番地	小・中・高・附則九条本
埼玉県立浦和図書館 さいたま市浦和区高砂三丁目一番二十二号	小・中・高・附則九条本
さいたま市立教育研究所 さいたま市浦和区岸町六丁目十三番十五号	小・中・高
さいたま市立大宮小学校 さいたま市大宮区大門町三丁目三番地	小・中・高
川口市立教育研究所芝園分室 川口市芝園町三番十七号	小・中
戸田市立教育センター 戸田市上戸田一丁目十九番十四号	小・中
北本市立西中学校 北本市石戸九丁目二百十番地	小・中

川越市立教育センター 川越市大字古谷上六千八十三番地十	小・中・高・附則九条本
所沢市立教育センター 所沢市けやき台二丁目四十四番地の二	小・中
飯能市立飯能第一小学校 飯能市山手町十三番八号	小・中・高
東松山市立松山第一小学校 東松山市松葉町一丁目一番十六号	小・中
秩父市芸術文化会館 秩父市大宮七百九十四番地六	小・中・高
本庄市立図書館 本庄市千代田四丁目一番九号	小・中
熊谷市立熊谷西小学校 熊谷市中央一丁目一番地	小・中・高
深谷市立教育研究所 深谷市本住町十二番八号	小・中
羽生市立羽生北小学校 羽生市北二丁目一番一号	小・中
春日部市立春日部中学校 春日部市粕壁四丁目四番十五号	小・中・高
幸手市立さかえ小学校 幸手市栄二番九十号	小・中
三郷市立瑞沼市民センター	小・中

三郷市上彦名八百七十番地